



# みやぎ税務会計事務所通信

◀ 2022年4月 ▶



## 税務の話題

### 2023（令和5）年10月1日開始！ 消費税「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」について

本紙でも、昨年7月号にてご案内をいたしました「インボイス制度」。  
昨年10月からは「適格請求書発行事業者」の登録も始まっています。  
今月は、「インボイス制度」のおさらいと法人の方にも個人事業の方にも  
事業者の皆さまに関わる内容をお届けいたします。必ずご確認ください！

「インボイス制度」を一言でいうと!!

#### 消費税額（率）を相手に正しく伝えるため

の制度です。受け取った額・支払った額の中に  
消費税がいくら含まれているか、を確認することで、  
正しい消費税納税額の計算ができます。

その手段が  
「インボイスの発行・受領」です。

「インボイス」を発行できるのは!!

#### 「適格請求書発行事業者」として 登録された事業者だけ

“登録”とは、簡単に言うと  
“消費税の世界に入ること”です。  
日常、買い物をすれば、多くは消費税が  
含まれていますが、消費税を納めて  
いない事業者の方は、法律的には  
「消費税の世界にいない」のです。

現在「消費税の世界にいない（免税事業者）」の方  
にご検討いただきたい事項は裏面に記載しています！

### 登録

株〇〇御中 ⑥ 請求書			
② XX年11月分			
11/1	牛肉 ※		5,400円
11/2	小麦粉 ※		2,160円
⋮			⋮
11/30	ビール		6,600円
※ 軽減税率対象 ③		合計	87,200円
		うち消費税	7,200円
(10%対象 40,000円)		消費税	4,000円
(8%対象 40,000円) ⑤		消費税	3,200円
④		△△(株)	
①		登録番号 T1234567890123	

国税庁「適格請求書等保存方式が導入されます」  
(平成30年4月(令和2年6月改定))より抜粋

ようこそ！消費税の世界へ！  
「インボイス」を発行する準備をしましょう！  
2023年10月より、6項目が必須記載事項となります。  
現在お使いの請求書作成ソフトで対応可能かどうか、  
改めてご確認ください！

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の場合はその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤ 消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の指名又は名称

□ が、現在の請求書に追加すべき事項です。

消費税の世界にいる  
(課税事業者)の方は、受け取る請求書も  
「インボイス」でなければ  
納税額の計算が正しくできません。  
懸念事項は裏面で！

